

○建築基準法施行令第32条第1項の規定に基づく区域の指定に関する規則

昭和49年9月9日

規則第43号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の規定に基づき特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、市の区域のうち、次に掲げる区域以外の区域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域
- (2) 公共下水道管理者が下水道法第4条第1項の規定により定める事業計画において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認の申請の日から1年以内に下水道法第2条第8号の処理区域とすることを予定している区域

附 則

この規則は、昭和49年9月9日から施行する。